

議案第 15 号

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険税条例(平成 12 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 号中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 21 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,150 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,250 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 8,400 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,140 円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,900 円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,040 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,800 円

第 21 条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第 3 号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附則第12項中「第21条」を「第21条第1項」に、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」を「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」に改める。

附則第13項中「第21条」を「第21条第1項」に、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」を「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。)並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の桐生市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議 案 説 明

### 議案第 15 号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険税における未就学児の被保険者均等割額を減額するため、所要の改正を行おうとするものです。